

海上小口簡易通関、申告項目追加

■越境EC 輸入で新制度・要件開始

越境eコマース（EC）を中心とした輸入貨物急増が国の課題となる中、12日の第7次NACCS更改に合わせて新たな制度と要件が始まった。越境ECの輸入では小口貨物が航空輸送の簡易通関などを利用して取り扱われてきたが、近年は海上輸送の輸入が大幅に増加したことを受け、新制度として海上小口貨物の簡易通関が始まった。また、脱税事案などの対応強化のため、2023年度関税改正に基づき、輸入申告項目がさらに追加された。

海上小口貨物の簡易通関は、日本の新たな輸入物流となるが、利用条件は細かく規定している。越境ECの輸入では小口貨物の航空輸送が中心であり、水際取り締まりの強化や各地の税関職員のキャパシティを踏まえた規定と見られる。

具体的には、▶海上貨物のうち通販貨物に該当するもの▶少額貨物（課税価格1万円以下）に係る免税制度の対象貨物▶消費税以外の内国消費税の課税対象とならない貨物▶他法令の証明・確認を要しない貨物▶原産地虚偽表示などが無い貨物▶輸入申告・予備申告までに事前情報の提供がされる貨物で、NACCSにより申告されるもの——を全て満たす必要がある。また、新制度の利用では、輸入申告前に、販売者、荷受人、貨物などの事前情報の提供が必要だ。事前情報の提供が行われない場合、税関は簡易通関の利用を停止。適正な通関が可能であることを確認できるまで、利用の再開は認めない。

こうした条件を踏まえて利用を希望する場合、本格的な利用開始予定の少なくとも3カ月前までに、輸入申告予定の税関官署に申出を行う必要がある。調整のうえ、利用者（通関業者）のシステム登録、事前情報の項目設定、トライアル利用などが行われる。事前に申出を行う内容は、①利用に至る経緯（現在輸入している貨物

で新制度を利用する場合には現在の申告官署、蔵置官署、通関業者などの情報を含む）②申告予定官署、貨物を搬入する保税蔵置場などの名称および所在地（当該所在地を所轄する官署）③本格的な利用開始予定日（時期）と年間スケジュール④1日当たり（平均）に見込まれる件数（コンテナ数と予定申告件数）、申告予定時間帯⑤NACCS利用者に関する情報（事前情報登録者、輸入＜納税＞申告手続を行う者の氏名または名称およびNACCS利用者コード）⑥貨物に関する情報（貨物の通信販売に利用されるプラットフォームの名称など予定される通販貨物の情報＜主な貨物の種類、仕出地など＞およびその販売者などに関する情報）⑦販売者または荷受人から（プラットフォームを提供する者を介し）運送または通関の依頼を受託した者（フォワーダーなど）に関する情報（運送または通関の依頼を受託した者の氏名または名称、住所および連絡先）⑧検査・貨物確認に関する情報（現場検査または検査場検査のいずれを希望するか、検査開始時間、通関業者の対応人員などの見込み）——の8点とした。トライアルの期間や件数などは申告予定税関が申出者と調整し、トライアル期間は、必要に応じて延長する。トライアルで問題がなければ、新制度の本格的な利用が認められる。

一方、23年度関税改正を受け、12日から輸入申告項目に、▶通販貨物に該当するか否か▶通販貨物に該当する場合、プラットフォームの名称・呼称など▶輸入許可後の貨物の運送先の所在地・名称——が追加され、第7次NACCSも対応した。

国は23年度関税改正で、輸入申告項目と税関事務管理人制度を見直した。不当に低い価格で輸入申告する脱税事案が顕在化する中、輸入に係る責任者の特定に注力することが目的だ。輸入申告項目の追加計画は23年度関税改正で今回の追加も予定されており、23年10月1日施行時点では、まず、「輸入者の住所および氏名」を追加していた。

同日付で行われた税関事務管理人制度の拡充は、越境ECなどフルフィルメントサービスを利用する輸入貨物で、日本の非居住者が輸入実績のある国内居住者の名義を勝手に使用するなりすまし事案の発生に対応するもの。日本の非居住者が輸入申告などの税関手続や税関からの通知の受領などの事務を処理する必要がある場合、日本国内の居住者を「税関事務管理人」として定め、あらかじめ税関手続を行おうとする所管の税関長に届け出る必要がある。同制度拡充により、税関事務管理人の届け出が無い場合、税関長が日本の非居住者に対し、税関事務管理人に処理させる必要があると認められる特定事項を明示し、期限を指定して税関事務管理人の届け出を求める。期限までに届け出が無い場合、税関長が「一定の国内関連者」を特定事項処理のため税関事務管理人に指定できる規定を整備した。